

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまを支援する
融資制度“金融円滑化支援「サポート」Ⅱ”の取扱を開始
 ～日本政策金融公庫との連携を強化～

あかぎ信用組合（理事長：小林正弘）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまの資金繰り円滑化を支援するため、“金融円滑化支援「サポート」Ⅱ”の取扱を開始します。

本制度においては、日本政策金融公庫国民生活事業との連携・協調のもと、主に、日本政策金融公庫が取り扱う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のご紹介・取次ぎを行うとともに、当組合においても下表の商品を用いて必要な資金支援を行います。

あかぎ信用組合は、本制度の取扱いを含め、引き続き、お客さまのご相談にきめ細かく対応してまいります。

“金融円滑化支援「サポート」Ⅱ”の概要

項目	内容
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次のいずれにも当てはまる方 (1) 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること(注) (注) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して、5%以上減少していること ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月までの平均売上高 (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること (3) 必要となる資金について日本政策金融公庫による融資等の支援を受けている、または受ける見込みであること
ご融資限度額	1,000万円以内(旅館業の方は3,000万円以内) ただし、担保をご提供いただける方は3,000万円以内 ※上記金額は真水資金限度額で旧債借り換え分をプラスできます。
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金 および旧債借り換え資金
ご返済期間	8年以内(うち据置期間1年以内)
利率	当組合の所定利率
ご返済方法	元金均等または元利均等払い
担保・保証人	個別にご相談させていただきます。 ※保証協会を利用する場合は、県市町村が行う新型コロナ関連制度資金の利用をおすすめします。

取扱開始日 令和2年3月25日